

○国立大学法人埼玉大学役員規則

〔平成16年4月1日〕
規則第 99号

改正 平成20. 1. 24 19規則89 平成28. 1. 28 27規則47
平成29. 12. 14 29規則16 令和 2. 3. 26 元規則57
令和 4. 3. 17 3 規則43 令和 6. 3. 27 5 規則66

(趣旨)

第1条 国立大学法人埼玉大学（以下「法人」という。）の役員に関することについては、国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法人法」という。）その他の法令又はこれに基づく特別の定めのある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

(役員)

第2条 法人に、次の役員を置く。

- (1) 学長
- (2) 理事 5 人
- (3) 監事 2 人

2 前項に掲げる理事の職務分担については、学長が命ずるものとする。

3 第1項第2号に掲げる理事には、学外者が2人含まれるようにしなければならない。

(職務及び権限)

第3条 学長は、学校教育法第92条第3項に規定する職務を行うとともに、法人を代表し、その職務を総理する。

2 理事は、学長を補佐し、担当業務を掌理する。

3 学長からあらかじめ指名された理事は、学長に事故あるときはその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行う。

4 理事は、埼玉大学の教授を兼ねることができるものとする。ただし、その教授の職務に関しては、理事の職務に支障のない範囲内において、学長の承認を得た上でこれを行うものとする。

5 監事は、法人の業務を監査する。

(役員の任命)

第4条 学長の任命は、法人の申出に基づいて、文部科学大臣が行う。

2 理事の任命は、人格が高潔で、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者の中から、学長が行う。

3 監事の任命は、文部科学大臣が行う。

(役員の任期)

第5条 学長の任期は、学長選考・監察会議の議を経て別に定める。

2 理事の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、学長の任期を超えて在任することはできないものとする。

3 監事の任期は、その任命後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する法人法第35条の2において準用する独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第38条第1項の規定による同項の財務諸表の承認の時までとし、再任を妨げない。

4 役員に欠員が生じた場合の補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員欠格条項)

第6条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)は、役員となることができない。

2 前項の規定にかかわらず、教育公務員で政令で定める者は、非常勤の理事又は監事となることができる。

(役員解任)

第7条 学長の解任は、学長選考・監察会議の申し出により文部科学大臣が行う。

2 学長は、理事が前条第1項の規定により役員となることができない者に該当するに至ったときは、その理事を解任しなければならない。

3 学長は、理事が次の各号のいずれかに該当するとき、その他役員たるに適しなると認めるときは、その理事を解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反があるとき

4 学長は、前項に規定するもののほか、理事の職務の執行が適当でないため法人の業務実績が悪化した場合にあつて、その理事に引き続き当該職務を行わせることが適当でないとき、その理事を解任することができる。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成20. 1. 24 19規則89)

この規則は、平成20年1月24日から施行し、平成19年12月26日から適用する。

附 則 (平成28. 1. 28 27規則47)

1 この規則は、平成28年1月28日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

2 この規則の施行の際現に監事である者の任期については、改正後の第5条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成29.12.14 29規則16)

この規則は、平成29年12月14日から施行する。

附 則 (令和2. 3. 26 元規則57)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4.3.17 3規則43）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6.3.27 5規則66）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。